

第3期広島県高齢者居住安定確保計画（概要）

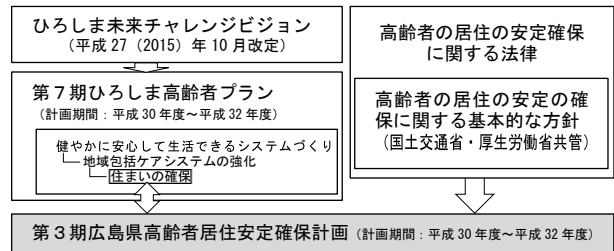
1 計画の趣旨

高齢化の進展に伴い要支援・要介護者及び高齢者のみの世帯が増加しており、「医療、介護、予防、生活支援、住まい」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が進められているなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための取組が行われています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、高齢者のニーズに応じた「住まい」の提供が基本であるため、住宅施策と福祉施策が連携し、高齢者の住まいの確保に向けた取組を定めるものです。

2 計画の位置づけ

県政運営の基本方針である「ひろしま未来チャレンジビジョン」（平成27（2015）年10月改定）に沿って策定される「第7期ひろしま高齢者プラン」と調和を図り、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく計画として策定するものです。



3 計画期間

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度

今後の高齢者を取り巻く住まい環境等の変化に対応し、必要がある場合は適宜見直しを行います。

4 現状

(1) 高齢者人口等
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口は、過去最高の約794千人と増加しており、要支援・要介護認定者数も増加しています。 ・高齢者のいる世帯のうち、高齢単身・夫婦のみ世帯は平成22(2010)年59%から平成27(2015)年62%と増加しています。
(2) 高齢者の住まい
<p>◇サービス付き高齢者向け住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県におけるサービス付き高齢者向け住宅登録戸数は、目標戸数に向け増加しています。 ・サービス付き高齢者向け住宅の入居者は、要支援・要介護認定を受けている方が約9割を占める等、支援を要する高齢者の割合が高い状況にあります。 ・立入検査の結果、十分な管理・運営ができていないサービス付き高齢者向け住宅が存在します。 ・施設（老人ホーム等の社会施設）に居住する高齢者の人口割合は、4.7%となっています。 <p>◇公営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅入居者の高齢者世帯割合は県全体の割合より12.7%高くなっています。 <p>◇持家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯の持ち家率は82.4%と高いが、うち一定のバリアフリー化（2箇所以上の手すりの設置又は段差のない屋内）率は47.0%に留まっています。 <p>◇民間賃貸住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅の所有者等は、高齢者世帯の入居に対して不安を抱いており、入居拒否などを行うケースが見受けられます。 ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）が改正され、高齢者等の住宅確保要配慮者向けに賃貸住宅登録制度が創設されました。

5 課題

- ◇ 要支援・要介護認定者等が増加している中、介護施設のみでは、十分ではないことから、介護・医療拠点と連携したサービス付き高齢者向け住宅の供給を進める必要があります。また、継続したサービスの質の確保に向けた取組を行う必要があります。
- ◇ 公営住宅入居者の高齢者世帯割合は高い状況にあることから、高齢者に対応した住宅の供給を行う必要があります。また、再編整備においては、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう福祉施設等の誘致が求められています。
- ◇ 住戸内での転倒などの不慮の事故防止のため、住宅のバリアフリー化の促進が必要となっています。
- ◇ 住宅セーフティネット法の改正（民間賃貸住宅の登録制度）を受け、県独自で実施している登録制度（広島県あんしん賃貸支援事業）の見直し等、居住支援体制の再構築を行う必要があります。
- ◇ 高齢者のニーズ（身体の自立度や経済状況の変化）に応じた住まいの選択肢を増やすことが必要となっています。

6 目指す姿

高齢期になっても 健やかに自分らしく輝き
住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる 広島県づくり

7 施策及び取組

施策	取組		取組内容
高齢者のニーズに応じた住まいの確保	サービス付き高齢者向け住宅の適切な供給	供給促進	事業者に対し、制度及び補助等の支援策の周知を図り、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進 【指標】サービス付き高齢者向け住宅登録戸数 (現状)平成 28(2016)年度末:6,967 戸 ⇒(目標)平成 32(2020)年度末:7,800 戸
		サービスの質の確保	福祉部局と連携した立入検査及び指導によるサービスの質の確保 医療・介護等の実情を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の供給の推進
	公営住宅の有効活用	高齢者に対応した住宅の供給	整備計画に基づき、改修や建替えによりバリアフリー化を推進し、高齢者に対応した住宅を供給 【指標】県営住宅バリアフリー化率 (現状)平成 29(2017)年度末:31.5% ⇒(目標)平成 32(2020)年度末:33%
		福祉施設等の誘致	医療、介護サービス等の連携に配慮した建替統廃合の実施 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができる住環境の整備に向け、再編整備に当っては、地域の実情を踏まえた福祉施設や生活利便施設等の誘致
	住宅のバリアフリー化の促進	住まいづくりに関するセミナーの開催及びリフォーム・バリアフリー補助制度等の周知 【指標】高齢者が居住する住宅の一定のバリアフリー化率 (現状)平成 25(2013)年:42.9% ⇒(中間)平成 30(2018)年 52%⇒(目標)平成 35(2023)年:67%	
高齢者の住まいの支援	賃貸住宅への入居支援	住宅セーフティネット法の改正に伴い、「広島県あんしん賃貸支援事業」の円滑な移行等、広島県居住支援協議会の支援体制の再構築	
	住替えに関する情報提供	独立行政法人住宅金融支援機構や民間金融機関において提供されている住替えを支援するリバースモーゲージ等の情報提供	